

令和8年度 金山町標準賃金情報

この料金表は、農作業を受委託する際の目安としていただくものです。双方よく話しあって決定してください。

農作業賃金（1時間当り）		
作業名	標準額（円）	摘要
一般農作業 （田植え・稲刈り含む）	1,050	①食事なし
オペレーター	1,300	②労働時間を延長した場合は、時間割増しを支給する

※山形県の最低賃金は、1時間1,032円です。（令和7年12月23日発効）
 ※特殊な土地条件や要件がある場合には、特によく話し合って料金を決定してください。
 ※農協等の共同利用施設の料金は除きます。
 ※機械利用料金にはオペレーター分が含まれます。委託者が作業する義務を負うものではありません。
 ※この他に掲載を希望する作業がある場合は、農業委員会にご相談ください。

機械利用料金（消費税込み）									
作業名		基準	標準額（円）	摘要	作業名	基準	標準額（円）	摘要	
耕起	田	10 a 当り	6,930	耕起の深さは13～15 cmを基準とする	畦畔草刈	1 時間	1,560	燃料費込み	
	畑	〃	6,350		作溝	10 a 当り	1,270	12条間基準	
代かき		〃	8,090	2鍬以上とし、ドライブハロー使用とする。	稲刈り	コンバイン	〃	20,210	稲運搬は別途 稲運搬を依頼した場合は10 a 当り1,000円の割増しができる
耕起・代かき		〃	13,860						
育苗		1箱当り	750	稚苗・種籾を含む	乾燥	生乾燥	60kg当り	1,500	水分24%以下
機械による田植		10 a 当り	7,500	苗は20～25箱基準		半乾燥	〃	810	水分18%以下
機械田植（側条）		〃	8,660	苗は20～25箱基準 肥料は別途	稲摺り		〃	640	屑米は両者の話し合いによる
機械田植（直播）		〃	13,860	鉄コーティング作業込み 種子各自持込 コーティング材・農薬代・肥料代は別途	作業委託	稲刈 ↓ 稲運搬 ↓ 乾燥稲摺り	10 a 当り	38,120	水分24%以下 540kg/10 a 基準
作業委託	耕起 ↓ 代かき ↓ 田植	〃	20,210	耕起の深さは13～15 cmを基準とする 2鍬以上とし、ドライブハロー使用とする。 苗は20～25箱標準					
	肥料散布 （ブロードキャスター） 40～60kg/10 a		10 a 当り	1,270	肥料代は別途	精米		〃	810
肥料散布 （ブロードキャスター） 80～100kg/10 a		〃	1,620	〃	防除	粉剤散布	10 a 当り	870	粉剤費は別途
畦塗り		1m当り	69			液剤散布	〃	1,910	液剤費は別途
					薬剤散布 〔無人ヘリ〕 〔ドローン〕	〃	1,500	薬剤費は別途	

農地(田・畑)の売買、貸し借り、交換、転用は、農地法の許可が必要です

◇どんなときに申請が必要なの？

- ◎農地を売りたい・買いたいとき
- ◎農地を貸したい・借りたいとき
- ◎自分の農地を他者の農地と交換したいとき

自分名義の農地でも、転用するときは許可が必要です！

- ◎自分の農地を農地以外の用途で使いたいとき
- ◎自分の農地を他者が農地以外の用途で使いたいとき

◇以下の場合には許可は不要ですが、届出が必要です

- ◎相続により農地を取得した
- ◎農地の貸し借りを解約した
- ◎自分の農地に200㎡未満の農業養施設を建てたい

まずはお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員・農業委員会事務局へご相談ください

金山町農業委員会事務局

☎ **0233-29-5647(直通)**